

若越郷土研究

2013

浅羽本『日下部系図』の

朝倉孝景の事蹟について

小泉 義博

(一)

前田育徳会所蔵「賀越闘諍記」、『越州軍記』^①が公刊されるに及んで、国立国会図書館所蔵「朝倉始末記」^②には、かなりの増補が行われていることが明らかになった。とくに後者巻首の「朝倉家由来之事」が前者に見られないことから、後者の当該部分は後世に加筆されたものと考えてよいであろう。

ところでこの「朝倉家由来之事」が新たに記述されるにあたって、その基本資料と

して用いられたと思われるのが、浅羽本『日下部系図』^③の孝景（教景・敏景）の項の記事である。この記事は極めて詳細なもので、その作者が朝倉氏にごく近い位置にあったのではないかと考えられるのであるが、それではこの記事の信頼度はどの程度のものであろうか。

松原信之氏は「朝倉孝景（英林居士）に関する研究」^④において、(A)浅羽本『系図』(B)「朝倉家由来之事」、(C)『宗滴話記』^⑤の三点の史料に見える孝景の事蹟を対照して検討しておられるが、前述のごとく(B)は(A)に依拠して加筆された部分と考えられ、また(C)も『朝倉宗滴話記』^⑥に見えない部分で、後世の加筆と推測されるから、かかる三史料の校合によって孝景の事蹟を検討するという手法は意味を持たないのではなからうか。

そこで本稿では、浅羽本『系図』の孝景の事蹟について、最も信頼度の高い古記録・古文書に基づいて確認する作業を行ってみたいと思う。

(二)

浅羽本『系図』の孝景の項の記事を整理して列挙すると、次のようになる。

- (1) 教景、後敏景、後孝景、小太郎、孫右衛門。
- (2) 正長元戊申卯月十九日生（後略）。
- (3) 長祿二戊寅十一月朔日、京打立。
- (4) 同三己卯五月十三日、敦賀迄、合戦廿一ケ度。
- (5) 同六月朔日、北庄着。
- (6) 寛正三（異本は元）年二月廿一日、阿波賀・城戸口合戦。
- (7) 同八年十一月、和田合戦（異本はなし）。
- (8) 文明三年八月廿四日、鯖江并新庄合戦（後略）。
- (9) 同五年八月八日、白山・蓮浦両所合戦。
- (10) 同六年正月十八日、杣山合戦。
- (11) 同五月十六日、殿下・桶田合戦（後略）。
- (12) 五月十五日、波着山并岡保合戦、千福中書・増沢甲斐・法花院・同弟、討死。

小泉 浅羽本『日下部系図』の朝倉孝景の事蹟について

小泉 浅羽本『日下部系図』の朝倉孝景の事蹟について

- (13) 同四年七月廿三日、大野井部合戦、二宮左近将監・同駿河守、討死。
 (14) 応仁元年十一月朔日、治部大夫殿出張。
 (15) 同二年七月十六日、本江、同十七日、清水山合戦。
 (16) 同八月廿八日、志原合戦(後略)。
 (17) 文明三年五月廿三(異本は廿一日)、慈照院殿、国事依敷、孝景被成下御内書、一國守護。
 (18) 心月寺・固山軒、建立之。
 (19) 法名英林宗雄。

(三)

まず(2)の出生時日であるが、確実な同時代史料にそれを算出できる記事が見い出せない^①ので、確かめることができない。

次に(1)の名前について考えてみると、教景が初名であろう。ついで敏景に改名したとされるが、「敏」は斯波義敏から拝領した実名の一字と思われるので、その改名は義敏が守護に迎えられた享徳元年九月以後

のことであろう。「草根集」^②の長祿元年から翌二年にかけての記事では、「日下部敏景」なる記述を九箇所で見い出せるから、この頃まで敏景と名乗っていたことは明らかである。

ついで『大乘院寺社雜事記(以下『雜事記』と略す)』の長祿三年十一月某日条には、「朝倉孫正左衛門教景」と記されていて、敏景から再び教景に復したことが窺える。斯波義敏は、長祿三年七月頃に西国へ追放されているから、その改名はおそらくその頃のことであつたであろう。

ついで『安位寺殿御自記(以下『御自記』と略す)』の寛正五年八月十日条では、「朝倉彈正左衛門孝景」と記されていて、教景から孝景に改名したことが判る。これに先立つ同年六月二十四日に、「朝倉教影名字、於修正手水所釜内、呪咀之由、昨日自学侶両堂司ニ仰之了」^③とて、教景は呪咀されているから、これを契機にして孝景と改名したものと思われる。これ以降は、一貫して孝景と名乗っていたことが確

認されている(以下の記述では、煩を避けるために全て孝景と記す)。小太郎・孫右衛門については確認できていない。

(19)の法名は『蔭涼軒日録』明応二年七月二十六日条等において確認できる。なお(18)は祖父および父の菩提寺を建立したということであるから、信頼しうるであろう。^④

(四)

次に(3)(4)(5)について検討してみたい。

長祿元年十一月以降、守護斯波義敏方と守護代甲斐常治方は次第に対立の様相を深め、ついに長祿二年七月に越前で守護方と甲斐方の合戦が勃発する。守護方の堀江利真は八月に越前へ下向して敦賀を制圧し、守護方の勢威は大いにあがった。そこで甲斐方は常治の子敏光が越前へ下向することになり、彼は十一月一日に京都を出立した。^⑤(3)はこの出陣に孝景も同道したということを示すものであつて、その時日は正確である。

しかし、敏光は容易に敦賀へ進入できず、陣を近江海津に置いて、守護方に何度かの攻撃を試みていた。翌三年五月になると、「去十三日合戦ニ堀江石見方打負了」^⑭とて、甲斐方はようやく守護方の城壘を抜いて敦賀を制圧し、敏光は二十七日に海津から敦賀へ陣を進めたのであった。(4)は孝景が五月十三日の合戦に参加していたことを示すものであって、その時日は正確であることが明らかになる。

さて、敦賀を制圧して後は甲斐方の優勢に転じ、ついに八月十一日の合戦で甲斐方は全面的な勝利を収めたのであった。^⑮(5)に関する他史料の所見は得られていないが、正確な記述と考えてまず誤りないであろう。

以上の検討によって、(3)(4)(5)がいずれも極めて正確な記事であることが確認されたと言えるであろう。

次に(6)(7)についてであるが、これに関する他史料の所見は得られていないので、その結論は留保しておきたい。

(五)

次に(8)(9)(10)(11)について検討しよう。

文明三年二月に朝倉氏は「直奉公分」^⑯の地位を与えられて東軍に寝返ることになり、六月八日に京都に残留していた氏景が公然と細川方に属したのであった。すでに越前に下向していた孝景は、斯波義敏を守護に擁立して、西軍で守護代の甲斐氏一党に攻撃を加える。「雑事記」文明三年閏八月十六日条に「去月廿日余比、甲斐・朝倉合戦」とあるのが(8)のことであろう。翌四年八月六日に朝倉方は府中を攻略し、ついで十二日には長崎城を抜いて甲斐方を国外へ放逐し、そして孝景は越前守護代の地位に就いて「国一統」^⑰を達成したのであった。

小泉 浅羽本『日下部系図』の朝倉孝景の事蹟について

山で合戦が展開したとされるのであるが、このことについては次節で検討することにする。

さて(11)(12)についてであるが、「雑事記」文明六年閏五月十五日条に次のような記事がある。

越前国ハ甲斐打入、於崩河合戦、朝倉方打勝、甲斐名字者共済々被打、甲斐中務少輔被打了、平泉寺衆多以損了、すなわち、閏五月以前に崩河周辺で合戦が行われ、甲斐中務少輔以下の多数の甲斐方が敗死したというのである。(11)(12)に見える地名はいずれも崩河周辺と看做してよいと思われるから、右の記事が(11)(12)のことを指していると考えられよう。

ところで(12)では、千福中書・増沢甲斐・法花院・同弟の四人が討死したとされているが、「応仁記」^⑱巻三では千福中務入道増源(または千福増源)・甲斐法花院と記され、また日本思想大系「朝倉始末記」には「法師武者……甲斐ノ法花院ト名乗テ……」という記述が見えるから、(12)の人名の読み方は再検討されねばならないのではな

小泉 浅羽本『日下部系図』の朝倉孝景の事蹟について

かろうか。つまり、読み方によっては千福中書増沢・甲斐法花院・同弟の三人が討死したとも理解できるのである。今はいずれが正しいかは決しがたいが、三人説の方が自然な読み方ではないかと思う。

以上の検討によって、(8)(9)(11)(12)はいずれも極めて正確な記事であることが明らかにになった。次節では(10)について検討しよう。

六

(10)で問題になるのは「杣山」なる地名についてである。

(A) 去月十八日、於越前国松山城合戦之時、得勝利、舍弟慈視院・同修理亮以下、親類傍輩被官人等抽軍忠、御敵数多討捕或虜……(中略)……委曲巖川新右衛門・堤三郎兵衛尉可申候、恐々謹言。

文明六二月五日 貞宗

朝倉弾正左衛門殿^②

(B) 就去十八日、於杣山合戦之儀、委細承候、祝着至候、可然者共数輩討取候間、本望此事候、定而近日惣国之御敵

可退散候、郡内之事、談易憑存候、恐々謹言、

正月廿一日

孝景(花押)

河端民部丞殿御返報^②

(A)は「古証文」所収の伊勢貞宗書状で、ここでは松山と記されている。この他に松山と記す史料には『応仁記』があるが、同書卷三は寛永十年以降の成立と考えられるので、ここでは検討対象から除外しておく。(B)は孝景の感状案で、そこには杣山と記されている。この他に杣山と記す史料には、改定史籍集覧『朝倉始末記』があるが、第一節で述べた理由によって検討対象から除外してよいであろう。

さて、山本元氏は『敦賀郡古文書』内で右の二史料を詳細に検討され、(A)の異本三種にはすべて松山と記されていること、(B)は案文であって、筆写の際に松が杣に書き改められた可能性があること、の理由によって、文明六年正月十八日の合戦は松山で行われたと考えておられる。はたしてそうであろうか。まず、(A)の異本三種を校合さ

れたのは史料批判の初歩的手続きとして当然であるが、そこで松山が確認されたからといって、それが正しいということにはならない。異本三種の原本が誤字を用いているれば、異本が全て同じ誤字を用いることは充分にありうるからである。次に(B)が筆写された時に、松山が杣山に書き改められた(または誤写した)可能性が強いと考えておられるが、かかる可能性はむしろ(A)こそ想定しうるのではなからうか。

(A)が中央に伝存し、(B)が地元伝存したことは言うまでもないことである。しかれば、越前の地理に明るい者が(A)を筆写する際に、その地名を書き誤るということはまず考えにくいであろう。一方、越前の地理に暗い中央の者が(B)を筆写するにあたっては、その地名を誤写する可能性は極めて高いのであって、必ずしも一般的でない「杣山」なる地名を、ありふれた「松山」なる地名に書き誤ることは十分に想定しうるであろう。以上のごとき理由によって、文明六年正月十八日の合戦は杣山で行われたのではないかと推測するのである。

当寺之事、為祈願所、寺領等不可有相違上者、精誠之可被致祈禱状、如件。

文明六年三月廿五日 氏景（花押影）

洞春院^{②4}

右は、杣山にあった洞春院に対する氏景の寺領安堵状案であつて、それが文明六年三月二十五日に発給されていることが注目される。それは、同年正月十八日の杣山合戦で朝倉方が勝利を納め、それによって氏景が右の安堵状を発給したということなのであろう。これによつても⑩の「杣山合戦」が正しいことが明らかになると思う。

(七)

次に⑬について検討したいと思う。

前節までに検討した③④⑤⑥⑦⑧⑨はいずれも正確な記述と考えられ、⑥⑦⑧は留保、それらは時間的推移に従つて配列されていた。

ところがこの⑬に至つて突然に日付が遡つており、いかにも奇異である。一般的に系図類の記事は時間的推移に沿つて配列され

るのが普通と思われ、その日付に従うならば⑬は⑧と⑨の間に挿入されて、しかるべきところであるが、にもかかわらずこのような配列順序になっているということは、どういふことなのであろうか。

考えられる理由のひとつは、⑬およびそれ以下が後世の加筆なのではないかということである。いまひとつ考えられるのは、⑬以下の配列自体は正しいが、その日付が後世に誤写または改変されたのではないかということである。ところで前節までの検討によつて、①②および⑩⑪の記事はいずれも信頼しうるものであることが明らかになっている。その理解に依拠すれば、⑬以下が全て後世の加筆にかかるものと考えられるには及ばないように思われ、先に述べた理由の二番目、すなわちその事件内容・配列順序は正しいのであるが、その日付は後世に改変されたものではないかという推測が得られるのである。そして、もしそうであるならば、⑬以下の日付はいずれも⑫の文明六年以降のものに訂正されることになるであらう。

大野郡内庄林小林寺領但除公方年貢并中津郷衛門買得分事任昨日御奉書旨、可被全寺務之状、如件、

文明九

七月十四日

光玖（花押）

洞雲寺^{②5}

右は、文明九年七月十四日に慈視院光玖が発給した小林寺領安堵状で、宛名の洞雲寺は小林寺の本寺なのであろう。この光玖については『真盛上人往生伝記』^{②6}に「越前国大野郡代慈視院諱光玖建仁寺僧朝倉稱台英林會弟也」とあるから、大野郡代として右の安堵状を発給したものと思われる。その文言に「大野郡内庄林」と特に明記されているのも、かかる地位に基づく表現なのであろう。また「任昨日御奉書旨」と記されているから、郡代光玖は奉書に添えて右の文書を発給したということ、その奉書とは守護斯波義敏の命を奉じて守護代朝倉孝景が発給したものであろう。

さてこの「昨日御奉書」であるが、文明十三年十二月十六日の朝倉氏景寺領安堵奉書には「任去文明九年七月十三日奉書之旨

小泉 浅羽本『日下部系図』の朝倉孝景の事蹟について

「と記されているから、それは洞雲寺に対して朝倉氏が最初に発給した寺領安堵状であったことが判明する。すなわち、文明九年七月になってようやく朝倉氏の支配権力が洞雲寺に及んだと考えられるのである。

しかりとすれば、それ以前は甲斐方が大野郡を支配していたということであり、その勢力を駆逐して朝倉氏が大野郡を制圧したのが、文明九年七月頃であったということになるであろう。そしてそのことを記述したのが、他ならぬ(13)なのではなからうか。

以上の推測に基づけば、(13)の日付は「同、九年七月廿三日……」に訂正されねばならないであろう。そして、この訂正後の日付をもってすれば、(13)が(12)の次に位置していることはなんら不自然ではないのである。

(V)

次に(14)(15)(16)について考えてみよう。

前節の検討によって(13)は文明九年のことと推測された。もし、この推測が妥当し、

かつ(13)以下の配列順序が正しいとするならば、(14)以下の日付はいずれも文明九年以降のものに訂正されねばならなくなるであろう。

そこでまず(14)についてであるが、そこに見える治部大夫とは誰のことであろうか。

越前に関する人物で治部大輔の官途をもつ者としては、守護斯波氏以外にはまず考へにくい。そして、十五世紀中期に生存していたのは斯波義敏・義廉・義良の三人であるから、この三人について検討すればよいであろう。

はじめに義敏であるが、彼は治部大輔に任ぜられた徴証がなく、享徳元年九月に家督を継承した時にすでに左兵衛佐に任ぜられたと考えられるので、これは該当しないであろう。次に義廉であるが、彼は応仁元年五月一日に左兵衛佐に任ぜられているから、これも該当しそうにない。ついで義良であるが、彼は文明四年十二月二十日に元服して治部大輔の官途を与えられ、降って文明十七年四月七日に左兵衛佐に任ぜられているから、文明四年十二月〜十七年四月

の間における治部大輔とは義良のことということになる。

義良に関しては『雑事記』文明十一年十一月二十七日条に次のような記事がある。

越前国合戦ハ、去朔日豊原寺へ義敏息・甲斐入部、朝倉方法師自焼了、甲千計入部云々、四日・五日比、二宮以下平泉寺二入部、同朝倉方法師自焼了、於細呂宜合戦有之間、成野了、自余郷々ハ河口・坪江無大事云々、

すなわち、文明十一年十一月一日に義良と甲斐氏が豊原寺へ入部し、また四・五日頃には二宮氏らが平泉寺へ入部して、細呂宜郷で義良方と朝倉方の合戦が展開したというのである。この記事に見える義良侵入こそが、(14)の「治部大夫殿出張」に相当するのではなからうか。(14)の「十一月朔日」の日付が、右の記事の時日と一致するという点によっても、かかる推測の妥当であることが窺えるであろう。しかりとするならば、(14)は「文明十一年十一月朔日……」と訂正されねばならなくなるのであって、その年号は十二年間遡らせてあることが判明する

のである。

右の推測に基づけば、(15)(16)はいずれも文明十二年の事件ということになる。文明十二年七月十二日に朝倉方の金津・兵庫・新庄の各城が甲斐方によって攻め落されているから、その劣勢を挽回するために朝倉方から攻撃を加えたのが(15)(16)の合戦なのであろう。少なくとも、(15)(16)を文明十二年のことと推測して不自然な点はないのである。

以上の検討によって、(14)は文明十一年、(15)(16)は文明十二年のことであったのではないかという推測が得られた。そして、この十二年間繰り上げの記述を訂正するならば、(14)(15)(16)がこの位置に配列されていることは全く正当なのである。

九

前節において、(14)(15)(16)の日付はいずれも十二年間遡らせてあるのではないかという推測が得られた。もし、この十二年繰り上げ操作が(17)においても行われていると仮定するならば、(17)は文明十五年の事件という

ことになるであろう。はたしてこの推測は妥当であろうか。

文明十一年十一月一日に越前に入部した義良も、文明十五年三月にはついに越前国回復の意図を放棄して尾張国へ退去した。そして、四月になると次のような幕府政策が決定されている。

越前国甲斐・朝倉和与也、越前国守護代朝倉、遠江国守護代甲斐、尾張守護代織田、主人屋形ハ治部大輔義廉(徳)治定、仍無為御成敗也云々、⁽¹⁸⁾

文明三年二月に直奉公分になって朝倉氏は西軍から東軍へ寝返り、守護代甲斐氏を国外へ放逐して文明四年八月に国一統を達成した。文明十一年十一月に越前へ入部した斯波義良も、文明十五年三月にはついに尾張へ退去し、甲斐・朝倉氏の和与が成立して、「御成敗」として朝倉氏の越前守護代たる地位が確定したのである。この幕府決定によって、朝倉氏の奪取した越前守護代の地位は初めて公認されたのであるから、これはまさに特筆すべき事件である。これこそが(17)の語るところなのではなから

うか。

先に(17)の日付が文明十五年に訂正される可能性を示唆しておいたが、右の推測はまさにこの時日に合致する。当時は一般に幕府決定の一カ月後くらいに御内書や御教書が発給されているから、「文明十五年五月廿三(または廿一)日」に御内書が発給されても、別に奇異なことではない。そして「御成敗」によって朝倉氏は、越前守護代たることを公認されたのであるから、(17)の「一国守護」は「一国守護代」と訂正されるべきところであろう。さらに、孝景は文明十三年七月二十六日に死去してしまっているから、(17)は孝景の事蹟ではなく、その子氏景の記事として考えねばならない。よって「孝景被成下御内書」は「氏景被成下御内書」と記されて、氏景の項にあったのかもしれない。しかし、この『系図』には孝景の死去時日が記されておらず、それは作者がその時日を知らなかったか、あるいは(17)を記すためにあえてその時日を書かなかったかのいずれかであると思われるから、「氏景被成下御内書」と訂正するには

及ばないであろう。

以上の検討によって、(17)は「文明十五年五月廿三(または廿一日)……一、国守護代」と訂正されるべきではないかと考えられ、さらに厳密に言うならば、これは氏景の事蹟に相当するものであることが明らかになった。

(十)

これまでの検討で明らかになったことをここでまとめておこう。

浅羽本『系図』の孝景の項の記事において、その内容が極めて正確であると判明したのは、(1)(3)(4)(5)(8)(9)(10)(11)(12)(18)(19)である。確認できずに結論を留保したのは(2)(6)(7)である。日付が改変されていると推測されるのは(13)(14)(15)(16)(17)であって、それぞれを訂正すると、(13)「文明九年七月廿三日……」、(14)「文明十一年十一月朔日……」、(15)「文明十二年七月十六日……」、(16)「同(文明十二年)……」、(17)「文明十五年五月廿三

(または廿一日)日……一、国守護代」ということになると思われ、さらに厳密に言えば、(17)は氏景の事蹟に相当するものである。

右のように訂正された記事の配列順序は、まさしく時間的推移に従っている。しかれば、浅羽本『系図』の原本が作成された時には、その記事の日付は全て正確に付されていたと考えてよいであろう。しかし、後世にそれが筆写される際に(13)~(17)の年号には改竄が行われたのである。慶長十九年に筆写された称念寺本『系図』には、この浅羽本『系図』と全く同じ年号が付されているから、その改竄が慶長十九年以前に既に行われていたことは明らかである。そして、その改竄の理由は、文明三年六月八日に朝倉氏景が西軍から東軍に寝返ったという不忠的行為を正当化するためのものだったのではなからうか。

註

1 日本思想大系十七『蓮如・一向一揆』所収。

2 『改定史籍集覽』第六冊所収。

3 『続群書類従』第七輯上所収。

4 『福井県地域史研究』第二号。

5 金沢市立図書館所蔵の写本。

6 『続々群書類従』第十巻所収。

7 『丹鶴叢書』所収。米原正義氏の指摘による(松原氏『越前朝倉氏と心月寺』における同氏の談)。

8 拙稿「斯波氏三代考」(『一乗谷史学』第六号)。

9 『北国庄園史料』所収。

10 『雑事記』寛正五年六月二十四日条。

11 「朝倉孝景条々」(『中世法制史料集』第三巻所収)に関する佐藤進一氏の解題。

また、松原氏前掲論文(注4)。なお、以上の名前に関する簡単な検討は既に松原氏が前掲書(注7)で行っておられ、本節は多くそれに学んでいる。

12 浅羽本『系図』は、孝景の父を「孝景、家景トモ為景トモ云……法名宗賢」とするが、称念寺本『朝倉系図』(松原氏前掲書所収)では、孝景の父を「教景、後家景、後為景……固山宗賢」とし、また祖父を「教景……心月宗賢」としている。おそらくこの部分に関しては、称念寺本『系図』

- の方が正しいと思われ、浅羽本『系図』は孝景の父と祖父の名前が同じであるところから、両者を混同してしまっただのではないかと考えられる。
- 13 『御自記』長祿二年十一月二日条、『長祿二年記』（『続群書類従』第二九輯上所収）長祿二年十一月一日条。
- 14 『雑事記』長祿三年五月二十一日条。
- 15 『雑事記』長祿三年八月十八日条。
- 16 『雑事記』文明三年二月二十九日条。
- 17 重松明久氏「朝倉孝景と越前守護職」（『若越郷土研究』十八―三）、拙稿「十五世紀の越前国守護代について」（『一乗谷史学』第七号）
- 18 『親長卿記』（『史料大成』第三九卷所収）文明四年八月二十二日条。
- 19 『雑事記』文明五年八月十五日条。
- 20 『群書類従』第十三輯所収。
- 21 「古証文」（『大日本史料』第八編之七所収）。
- 22 河端文書（『敦賀郡古文書』所収）。
- 23 拙稿「戦国大名朝倉氏研究ノート」（『北陸歴史研究会報』第四号）で簡単に触れておいたが、別稿を用意したい。
- 24 藤本文書
- 25 朝倉氏景の発給文書としてはいささか早すぎるが、左の朝倉貞景安堵状案の文言から考えれば、これを偽作と考えるには及ばないであろう。ただし、当文書が書下年号である点は疑問であって、付年号ではなかったかと思われる。
- 当寺領事、目録封裏訖、仍而任去文明六三月廿五日氏景一行之旨、寺務不可有相違状、如件
- 文龜元六月廿七日 貞景（花押影）
和山 洞春院
- 26 洞雲寺文書（『曹洞宗古文書』下巻所収）。
- 27 『真盛上人御伝記集』所収。
- 28 洞雲寺文書。
- 29 拙稿「斯波氏三代考」。
- 30 『雑事記』文明十二年八月二日条。
- 31 『雑事記』文明十五年四月三十日条。
- （付記）
藤本太兵衛氏に所蔵文書閲覧の御便宜を頂いた。記して謝意を表したい。